

アジア著作権会議について

文化庁では、(社)著作権情報センターとの共催で、第1回アジア著作権会議を実施した。概要は以下のとおり。

1. 趣 旨

インターネット上の著作権侵害は瞬時に世界中に拡散するため、効果的な対策には国際的な協力枠組みの構築が不可欠であるという問題意識の下、この問題に対する各国の取組みについて情報交換するとともに、政府間、民間間で具体的な協力の仕方等について検討を行う。

2. 参加者

政府関係者：日本（文化庁等）、仏国（文化コミュニケーション省）、豪州（法務省）、中国（版權保護センター）、韓国（文化体育観光部）

権利者団体等：日本（(社)コンテンツ海外流通促進機構等）、豪州（豪州レコード協会）、中国（中国音像著作権集体管理協会）、韓国（韓国著作権団体連盟著作権保護センター）、米国（米国映画協会等）

3. プログラム概要

<日 時>平成22年2月24日（水）～26日（金）

<場 所>京王プラザホテル（東京・新宿）

<プログラム>

2月24日（水）

各国政府・権利者団体のインターネット上の著作権侵害対策紹介

2月25日（木）

インターネット上の著作権侵害に対する技術的アプローチの紹介
国際的な協力関係構築のための分科会協議（政府機関／権利者団体）

2月26日（金）

全体協議（分科会報告、議長総括）

4. 成果

インターネット上の著作権侵害に対し、各国の対策及び今後の課題について、情報を交換することができた。加えて、この問題は一国で解決することは不可能で、国際的な協力が不可欠であることが、参加者の間で改めて確認できた。今後、この会議を契機に、各国間で具体的に協力を進めていくこととなった。

アジア著作権会議議長総括

今回の会議では、インターネット上の著作権侵害対策について国際的にどのような協力関係が構築できるかということを中心に検討を行った。ゲストスピーカーからは、法律の改正、あるいは、権利者とISPの協力体制の構築、さらには、権利保護技術の導入というインターネット上の著作権侵害対策の最新動向などについてご紹介いただいた。また、2日目は政府分科会、団体分科会に分かれて、政府間、団体間での協力の在り方について検討を行っていただいた。

今回の会議では、ISPに関連して、スピード違反や飲酒運転をした人がいたからといって、道路を提供している人の責任を問えるのかという言い方がされることもあるとの話があった。抽象的な責任論で議論するとこのような意見が出て、一理あるように思える。しかしながら、スピード違反や飲酒運転が多い道路を提供している人には、それが違反であることを注意喚起し、場合によってはそれを防止するための措置を取ることが求められるのではないかと反論もあるのではないかと。著作権を侵害する行為を直接行っている人が悪いのはもちろんだが、著作権の保護と適切な活用による人類文化の発展を考えたときには、この問題について権利者と直接侵害者の問題で片付けてしまうのではなく、関係者の積極的な取り組みが必要だということを改めて強く感じたところ。

また、魅力的で質の高いコンテンツを享受できるようにするためには、創作者がよいコンテンツを創作し、ユーザーに提供し、かつ創作者にその利益が適切に還元されることによって、魅力的で質の高いコンテンツが創作・提供されるようなよい循環が構築されることが大変重要である。この循環が崩れてしまえば、結局は創作をされ、提供されるコンテンツの質と多様性が損なわれて、文化的な損失をもたらされるのではないかと。この視点は、この問題に取り組んでいくに当たって大変重要であると思う。著作権侵害対策にしっかりと取り組むことは当然である。しかし、それにとどまらず、著作権保護に関する教育あるいは啓発活動にしっかりと取り組んでいくと共に、魅力的で合法的なコンテンツが適時適切に提供される、そのような新しいビジネスモデルの開発も併せて講じられていくことが重要である。

その際、政府が民間での取り組みをしっかりと支援するような役割を果たしていくことが重要であるということも論を待たない。すべてを法律で規定して強制すると、誰かに不満が残ることもあり、必ずしもうまくいくわけではない。実際に一般社会あるいはビジネス社会で機能し、効果を上げていくためには、できれば関係者による交渉を通じて合意が形成され、それが機能していくことが一番よい場面も多いのではないかと。関係者の交渉による合意という方向に向けて政府が一定の役割を果たすべきであるし、そのことが非常に重要な場面があるというご意見は、今後我々政府関係者の取り組んでいく上で、大変重要な視点ではないかと思った次第である。

会議全体を振り返ったときに、今回の会議においては、インターネット上の著作権侵害に対して各国の対策及び今後の課題について大変よい情報交換をすることができたし、お互いの意見を通じて何が重要なのかということについての認識の共有もできたのではないかと。このような情報というのは、今後、各国で対策をとっていく上で、非常に参考になるものだと思う。くわえて、瞬時に違法コンテンツが全世界で共有されるというインターネットの特質を考えると、今回テーマとした問題は一国で解決するのは不可能であり、国際的な協力が不可欠であるということが、参加者間で改めて確認できたと思う。今後この会議を契機として、各国間でインターネット上の著作権侵害対策について具体的な協力を進めていくということをお互いに確認したいと思う。

インターネットの普及はコンテンツ産業を発展させ、雇用を促進させるということと同時に、新たな創作手段を提供し、国際的な文化交流を発展させる契機となるということが期待されている。そのためには、インターネットの持つ負の側面、インターネット上の著作権侵害というものに対して各国が力を合わせて取り組んでいくことが重要であると思う。今回の会議では、そのための重要な一歩を踏み出すことができたと思う。今後は具体的な協力を進めると共に、今回の会議で培われたネットワークをさらに拡大していくように政府と民間団体等の関係者が一致団結して取り組んでいきたいと思うし、そのような方向で取り組んでいきたい。